

地区計画を決定したいので、寒川町地区計画等の案の作成手続きに関する条例（昭和59年寒川町条例第19条）の規定により、当該地区計画の原案を縦覧に供します。

なお、同条例第4条の規定により、当該地区計画の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、寒川町長に意見書を提出することができます。

平成31年1月9日

寒川町長 木村俊雄

- 1 都市計画の種類及び名称  
茅ヶ崎都市計画地区計画田端西地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域  
寒川町田端地内
- 3 都市計画の原案の縦覧場所  
寒川町宮山165番地  
寒川町都市建設部都市計画課
- 4 地区計画の原案の縦覧期間  
平成31年1月10日（木）から平成31年1月24日（木）まで  
（土曜日、日曜日、祝日を除く。）  
午前8時30分から午後5時15分まで